

探偵業の業務の適正化に関する法律事務取扱要綱の制定について

発出年月日：平成 19 年 8 月 10 日

文書番号：沖例規生企第 4 号

公表範囲：概要

改正 前略・・・令和元．12 沖例規務第 6

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 19 号）及び探偵業の業務の適性化に関する法律施行細則（平成 19 年沖縄県公安委員会規則第 8 号）による営業の開始及び廃止等の届出、届出に係る証明書の交付、探偵業への指示等に係る事務の取扱い等を定めたもの。